

中野区教育委員会会議録

平成31年第1回定例会

平成31年1月11日

中野区教育委員会

平成31年第1回中野区教育委員会定例会

○日時

平成31年1月11日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時47分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

11人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第1号議案 平成30年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 1月 4日 中野区新年賀詞交歓会
- ② 1月 8日 中野区町会連合会「新年のつどい」
- ③ 1月10日 生徒と区長のタウンミーティング

(2) 事務局報告

- ① 平成31年度教育委員会事務局の組織改正について（子ども教育経営担当）
- ② 旅館業の営業許可に係る意見について（子ども教育経営担当）
- ③ 任期付学校教育職員の給与改定について（学校教育担当）

○議事経過

午前10時00分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第1回定例会を開会いたします。

平成31年1月1日付で中野区教育委員会教育長に就任いたしました入野と申します。初めての定例会になりますので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今年は社会も大きな節目を迎えます。教育も同様に本年度から始まりました新しい幼児教育の実践に引き続き、小・中学校の教育、高等教育と改革の時期を迎えます。これまでの実践のよさ、実績を踏まえて次の時代を担う子どもたちの育成について、一つ一つに心を置いて皆様と協力しながら中野区として最善の道を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定例会を進行いたします。

本日の会議録署名委員は田中委員をお願いいたします。

また本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りをいたします。本日の議決事件第1号議案「平成30年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」、これにつきましては、非公開での審議を予定しております。したがって日程の順序を変更し、議決案件第1号議案の審議につきましては日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので日程の順序を変更し、議決事件第1号議案の審議を日程の最後に行うことに決定しました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

報告事項に移ります。教育長及び委員活動報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、ご報告いたします。

1月4日でございますが、中野区新年賀詞交歓会がございまして、入野教育長、渡邊委員、田中委員がご出席されました。

1月8日でございます。中野区町会連合会「新年のつどい」がございまして、入野教育長がご出席されております。

1月10日でございます。生徒と区長のタウンミーティングが北中野中学校で行われまして、入野教育長がご出席されております。

以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、各委員から補足、質疑、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

新年賀詞交歓会に出席してきました。大変華やかな会だったと思います。

区長挨拶の中で、平和の森につくっている新しい体育館がオリンピックの卓球の公式練習場になるということがありましたけれども、教育委員会にとってもいい機会だと思うので、また教育の場にも生かせるような取組をこれから考えていければなと感じました。

以上です。

入野教育長

その他、ございますでしょうか。

なければ私のほうから。昨日、生徒と区長のタウンミーティングに出席してまいりました。子どもたちは地域の中で育って生活をするということで、子どもたちの目線で、生徒の目線で、安心して暮らしができるまちづくりということについての意見や、日常の学校での生活についての意見、そして10年後の中野区のまちの暮らしについて率直な意見が出されまして、いい会だったなという感想を持ちました。以上でございます。

その他発言がなければ委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の第1「平成31年度教育委員会事務局の組織改正について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、教育委員会事務局の組織改正についてご報告させていただきます。

中野区では区民にとってわかりやすく、区政を効果的かつ効率的に運営できる組織を構

築し、また平成 31 年度に向けた新たな区政課題への対応や取組の改善を図るため、組織見直しの考え方をまとめたところでございます。今回、区の組織見直しの考え方にに基づきまして、次のとおり教育委員会事務局の組織改正の考え方を整理いたしました。改正後の組織の柱となる考え方を 7 点にまとめてございます。

一つ目でございますが、事務局次長を置く。

二つ目に事務局に参事を置くことができる。参事の担当事務は教育長が定める。

三つ目、事務局の事務を分掌させるため、事務局に課及び室を設置し、課に課長、室に室長を置く。

四つ目、事務局に担当課長を置くことができる。担当課長の担当事務は教育長が定める。

五つ目、事務局に社会教育主事を置く。

六つ目、指導室に主任指導主事、統括指導主事及び指導主事を置く。

七つ目、課の事務を分掌させるため、課に係を置く。

以上でございます。

続きまして、組織編成案ということで、紙の資料ですと裏面になりますが、ご覧いただければと思います。課の名称、またその課に対応する分掌事務を表にまとめてございます。

現在の組織と比較いたしまして、変更となる主なところでございますが、課の名称の一番上にあります子ども教育政策課につきましては、現在子ども教育経営分野ということで位置づけて組織をつくっておりますが、そちらが変わったものでございます。

続きまして、課の 4 番目にございます指導室でございますが、31 年度から課の位置づけといたします。

下から二つ目でございますが、現在、地域支えあい推進室で所管しております地域子ども施設の関係を、子ども教育部のほうに所管がえするということに関連いたしまして、育成活動推進課を新設いたします。また、今申し上げた地域子ども施設の移管、また今後平成 33 年度の児童相談所設置準備に向けて、着実に準備を進めていくということから、今後所掌する事務が広範にわたってまいります。そうしたことから、教育委員会事務局におきまして参事を位置づけて、所掌の事務を分担する形で運営するという事で組織を考えてございます。

表面にお戻りください。今後の予定でございますが、施行予定につきましては、平成 31 年 4 月 1 日を予定してございます。2 月には教育委員会事務局の組織案を議決していただきたいと考えてございます。また 3 月につきましては、それに基づきまして中野区教育委

員会処務規則の一部を改正する規則を議決していただきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

組織改正の考え方の5番目に、社会教育主事を事務局に置くというのがありますけれども、この社会教育主事というのは全く新しい、具体的にはどういう仕事を所管するのか、少し説明いただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

こちらにつきましては、現在も置いているものでございまして、実際には兼務により文化・スポーツ分野に職員がおりまして、そちらのほうに役割を定めまして、運営をしているところでございます。法律上、置くことが求められている立場でございまして、この部分につきましては、新しく新設するものではなく引き続きの部分になります。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。

渡邊委員

繰り返しになるのですが、表面のところの組織の考え方のところの(5)の、社会教育主事を置く。(6)に指導室に主任指導主事と統括指導主事及び指導主事を置くと書いてあるのですが、配置がどこになるのかが、若干今の説明で理解できなかったのですが、

副参事（子ども教育経営担当）

先ほどの社会教育主事、説明申し上げたとおり、実務として現在、健康福祉部の文化・スポーツ分野で行ってございます。位置づけとしては、子ども教育経営分野の立場を兼務させる形で配置をしております、文化・スポーツの部分は、この表に出ていないので少しわかりにくい形になっているのですが、教育委員会事務局の中に位置づけて、実際には区長部局のほうで事務をとるという形で執行しているところでございます。

指導室につきましては、本年度は学校教育分野の下に位置づく形で組織をつくっているのですが、来年度につきましては課と指導室を同じレベルに改めまして、組織をつくってまいります。その中に先ほど委員からありました主任指導主事、統括指導主事、指導主事を位置づけるということになります。

渡邊委員

わかりました。要は統括するのはどこなのかというところなのだと思います。例えば教育委員会事務局であれば教育長が事務内容を指示するという形になると思うのですけれども、そういう意味ではあらゆる分野にわたってしまうということで、所属があまりはつきりしないという感じで捉えていてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

しっかりお答えする形になるかはわからないのですが、全体の統括的な役割を担うのは、ここで言いますと子ども・教育政策課、こちらが教育委員会事務局の全体を統括する形の役割を担いながら進めてまいります。その中で役割分担をしていくわけなのですが、先ほどの社会教育主事については、実際ここに書いていない部分の、区長部局のところで実務を行うところで、ちょっとわかりにくくなっていますので、そこはまた改めて区全体の中で、組織改正がどう行われるかということもあわせてご説明しながら、説明させていただければと思います。

渡邊委員

ありがとうございます。まだ決定したことではないのでこれから調整を図るだろうと思いますけれども、教育委員会事務局と、下に子ども教育部となっているのですけれども、これは今後、教育委員会というのは、教育委員会教育部となるのでしょうか。教育委員会事務局次長と、教育委員会事務局長というのと、そういう長があって、教育委員会事務局長は教育長なのかとか、そのあたりだけは明記しなければいけないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

事務局次長

教育委員会の事務局を統括してまとめるのは教育長ということになります。したがって、事務局長という名称がないのは、教育長が事務局を統括していくということです。次長はその下にあって教育長の補佐をするというのが前提になります。

こちらに括弧書きで子ども教育部と書いてありますのは、教育委員会の所掌ではないのですけれども、保育園の整備ですとかそうしたものについては、子ども教育部のほうで所掌するというようになっておりますので、子ども教育部があるわけです。

現在、中野は子ども全体の施策についても、広く教育委員会と連携しながら進めていくということで、私も次長という職と子ども教育部長という職を兼務するという形で進めております。来年度につきましても、子ども教育部と教育委員会の事務局、連携しながら進

めるということで、それぞれが区長部局の役割と、それから教育委員会の役割をあわせて兼務する形で、業務を執行していくという形を今、考えているところでございます。

渡邊委員

非常にほかの部署に対してはいいのですけれども、教育委員会というのはやはり独立した組織であって、区の中にはあるのですけれども、その意味で必ずしも区長のみで決定で行われない部分というか、決定権をある程度持ったところの部署ということで、教育委員会がはっきりと担当すべき部分とか、そのあたりはある程度、これから編成していくわけでしょうけれども、明確化していただきたい。

教育委員会に新たな仕事が入ってくるのは構わないと思うのですけれども、新たな仕事があるということであれば、教育委員会が認めなければそれは成立しないというような話になってしまうので、そのあたり、組織改正で明確化していただきたい。

それともう1点だけ、今のは要望なのですけれども、考え方としては子ども教育部があって、事務局があるので、今まで分野がありましたけれども、副参事が課長になる。部長は部長のまま、そんなイメージでよろしいのでしょうか。

事務局次長

渡邊委員がおっしゃったように、今までは分野というような所掌の範囲を定めてやってきました。部があって、その中に所掌ごとに分野という意味です。それは基本的には、部の中で事業部制をとっているということもあって、その部内の中で相互が連携しながら、自由に柔軟に区政課題に対応していけるようにという考えで、組織名称も含めて整備してきたところでございますが、やはり対外的に分野という名称が非常にわかりづらいと。それから他自治体との交流等をするときにも、どういう立場なのかというのも少しわかりづらいというようなデメリットがございましたので、来年度については分野を改めて、課という組織名称に改めていくということが、一応新たな方針として決定されておりますので、そうした形で今回整備をしたというものでございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

小林委員

今、渡邊委員からもいろいろ出ましたけれども、私は最初に区民にとってわかりやすくというようなコンセプトがあるわけなので、こういう方向で改正をするというのはいいと思います。この中でさらにこうしたほうがいいというよりも、検討に値するということは、

一つは、私は指導室のままで個人的にはいいと思っているのですが、今ほかの自治体を見ると指導課という言い方をしているほうがかなり多くなってきているかもしれません。それは別に指導室のままでいいと思いますが、こういったことをもう一度、他の自治体との関連というのがございましたので、検討すべきことかなと。

それからもう一つ、学校教育課という名称です。これは、ほかから見ると非常にわかりづらい。一般的に言えばいわゆる学務課ですよね。ですからこのあたりのところをもう1回再考して、これでだめと言っているのではなくて、最終的にこういう理由だから学校教育課という名前を名乗るのだよというしっかりとしたものがあればいいと思うのですけれども、何となく全体をぼやとしてまとめてしまっているという感じがしますので、この学校教育課という名称も検討の対象ではないかなと思います。

それからもう一つ、前に私、一度お話をしたことがあるのですが、「子ども」という表記です。区としてどうなのかとかいろいろあると思いますので、その辺は十分承知していませんが、認定こども園は全部平仮名で開いているわけですよね。実は東京都は漢字でやっています。学校現場からすると、子どもと子供を使い分けるとするのは、非常に複雑という状況があります。

一つの考え方としては、保育関係に関しては、平仮名で開いても当然だと思うのですが、幼稚園も含めて小・中学校義務教育については、例えば漢字で統一してしまうとか、こういう機会をもう一度再考する必要があるのではないかなと思っています。

それに関連して、さっき出た子ども教育部という名称ですよね。これはざっくりばらんに言えば、他の地域で言えば福祉とか保育とかという別の組織でやっていることなので、ここに教育という名前が入ってしまうこと自体が、私は逆にわかりづらくなるのではないかなと。例えば子ども何々部という、もう一度少し考えてもいいのかなと個人的には思っています。

今、幾つか申し上げましたけれども、なかなか名称というのはいろいろな思いもありますし、成り立ちもありますし、一個人の思いだけでこうだというのは難しいと思いますので、ただぜひ今の点については、もう一度ご検討いただければとは思っています。

以上です。

伊藤委員

一つだけ思ったのですけれども、特別支援教育が子ども特別支援課になっているのですが、インクルージョンという考え方やもろもろの考え方からしますと、学校教育というか

教育の本体のほうに位置づいているものかと認識していたので、どちらかというと福祉系みたいなところに今、位置づいているのかなと理解したのですが、それについて説明というか方向性を示すものだと思うので、十分お考えいただきたいと思ったということです。

同様に、学校教育課の中にございます学校健康推進というのは、恐らくは健康教育とか学校の中での体力づくりとかいうことではなく、予防接種とか事業的なことだと認識していますけれども、こういったところもわかりやすく再編していただけるといいのかなと思いました。

同様に体験学習もそうなのですけれども、恐らく経営的なことについては学校教育課で、中身については指導室なのだと思うのですが、そう考えると特別支援教育がここにあるのはなぜかと思ってしまうので、矛盾のないようにお願いいただけたらと思いました。

以上です。

副参事（子ども教育経営担当）

参事を置いて分掌するという事をスパン・オブ・コントロールといいますか、今後、事務局として所掌する範囲が広がりますので分けてございますが、根っこの捉え方としては、一体的に全て俯瞰しながら進めるというところで考えているところはございます。その上で子ども特別支援課ということが、今後、児童相談所も設置するという変化の中で、どこに位置づけることが適切かというところで、現段階ではここに位置づけてございますけれども、ご意見については参考にさせていただきたいと思います。

入野教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の第2「旅館業の営業許可に係る意見について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

旅館業の営業許可に係る意見についてご報告いたします。

平成30年11月28日付で、区保健所長から旅館業法第3条第4項の規定に基づき求められた意見につきましての取り扱いに関する報告でございます。

求められた意見でございますが、中野区立学校のおおむね100メートル区域内で旅館業（簡易宿所）の営業許可を与えるに当たり、当該学校施設の清純な施設環境が著しく害さ

れるおそれがないかについての意見でございます。

申請地については、中野区南台5丁目になります。

当該施設と学校との距離でございますが、南中野中学校から80メートル、南台小学校から110メートルという距離になります。

施設の概要につきましては、敷地面積が59.7平米、延べ建築面積が98.05平米、形状につきましては、木造地下1階地上2階建てでございます。客室は3室9名となっております。

教育委員会の意見でございますが、従前の意見の例によりまして、当該学校長の意見を聴取し、教育委員会として裏面のおり意見を申し出ることといたします。裏面をご覧ください。

意見の内容でございます。一つ目として、中野区立学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう当該簡易宿所の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と当該簡易宿所営業の運用ルールの確立について配慮を求めます。

二つ目として、地域の良好な生活環境を保つため、当該簡易宿所の宿泊者の迷惑行為があった場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該簡易宿所の管理者への指導を要望する。

三つ目、当該学校からの意見について、次のとおり申し添える。

(1)として、当該施設の位置は、学校を支援する地域及び町会の方々が何世代にわたり住んでいる地域であることを認識されたい。

(2)、ホテルの看板などの外観、出入りする人の立ち居振る舞い、大きな声での話し声などの騒音は、児童の恐怖感につながらないか、安心して安全な地域環境の維持に努められたい。

(3)、当該施設及び周辺の清掃や衛生状況等が児童の教育上好ましくないものにならないか危惧する。

上記の(1)から(3)に掲げる事項を踏まえ、経営者及び施設の運営者に当たっては、宿泊者の把握に努め、利用のルールを徹底し、責任を持って管理されたい。また、現地を適宜巡回し、当該施設の管理を行っていただきたい。

表面に戻っていただきまして、今後の取り扱いについてでございます。旅館業の営業許可に係る意見につきましては、これまで事例の蓄積もされてきたことから、今後につま

しては、基本的には当該学校長の意見などを参考として、事務局で意見をまとめ、教育委員会にその結果を報告する形で進めることとしたいと考えてございます。また困難な事例等がある場合につきましては、別途協議を設けることとしたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

小林委員

今のような形でよろしいかと思えます。これは保健所長に回答するという、そういう形をとるわけですか。

副参事（子ども教育経営担当）

そうなります。

小林委員

そうしますと例えば管理者の指導を要望するといった場合には、保健所が指導するということですね。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

小林委員

あと、この間、幾つかこういった事例、幾つかここでも時間を割いて協議をしまして、今後については事務局で取りまとめてここで報告していただくという、そういう形でのよろしいかと思えます。ここで協議をするとすると、私たちも現地を見るとか、細かく見た上でのということになるかと思えます。ただそれが果たして教育委員会としての仕事としてどうかという、そういう思いもありますので、ぜひこういう形で今後も進めていただければありがたいなと思えます。

以上です。

渡邊委員

私もこの意見でとてもいいと思うのですけれども、昨年の6月には18件だったものが12月には37件という形で、急激に増えてきているということで、これからも増え続けるでしょうということで。これについてとやかく言うわけではないのですけれども、これまでに教育委員会で審査したときに、手書きで書いてきた図面だとか、そういった非常にずさんな申請書でこちらのほうに来て、1回突き返したことがあったのではないかと記憶し

ているのですけれども、事務局のほうで判断していただく場合においても、ある程度一定のルールをもって、その部分で書類がそろっていればいいというのではなくて、あまりにも、布団の絵をフリーハンドで三つ並べましたみたいな、それで3人泊られますみたいな、そういう書類で来た場合には、もう最初から突き返すぐらいの、そちらの事務局のルールのほうもある程度明確にしておいていただきたいなと思っております。

副参事（子ども教育経営担当）

これまでご協議していただいた内容を踏まえまして、しっかりと内容が確認でき、確認に足る資料がそろうということにつきましては、しっかりと保健所とやりとりをして進めてまいりたいと思います。その上で考え方をまとめ、報告させていただきたいと思ひますし、これまでにない事例が発生した場合には、そのときには改めてご協議をいただくということをお願いしたいと思ひます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の第3「任期付学校教育職員の給与改定について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

任期付学校教育職員の給与改定についてご報告いたします。

中野区立小・中学校の任期付学校教育職員の給与につきましては、東京都の学校職員の給与水準との均衡を考慮し、決定しております。東京都におきましては、平成30年12月21日に学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布いたしました。このことによりまして、区の任期付学校教育職員の給与を改定するものでございます。

給与月額を引き上げにつきましては、中野区の任期付学校教育職員の給与月額につきましては、東京都学校教育職員の初任給に当たる金額の8割相当に設定しております。今回、東京都においての改定金額が1,000円引き上げたこととなりますので、中野区におきましてはその8割に当たる800円を引き上げるということにいたします。現行の額が15万7,040円、改定案といたしましては15万7,840円にしたいと思ひてございます。

施行日ですが平成31年4月1日から、この改定に伴う改正する条例につきましては、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今後の予定です。1月25日、教育委員会第3回定例会に議案の上程をいたします。その

後、区長宛て区議会議案の提出を依頼いたしまして、本年2月からの区議会第1回定例会へ条例案を提出してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

この改定については了解しました。学校現場でお話を聞いていると、任期付学校職員が現場ですごく活躍しているという声を聞くのですけれども、今、中野区全体で何人ぐらい対象者がいるのでしょうか。

指導室長

対象者自体は、本来は全ての小・中学校に配置しているところでございますけれども、若干欠員が出ている状況でございまして、現在欠けている学校もあり、さらに任期が2年なのですけれども、4月をもって退職されるという方がいるので、実は今、そういう情報を集めて新しく選び直しているというか、4月から欠員が出ないようにしているところでございますが、いろいろなご事情で急に12月に退職されたりという方もいましたので。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

<議決事件>

入野教育長

続いて、議決事件に戻ります。

第1号議案「平成30年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」上程いたします。

ここでお諮りいたします。本件は人事に関する案件を取り扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議はございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、傍聴者の方々のご退席の前に事務局から次回開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

今回の開催でございますが、1月25日金曜日10時から当教育委員会室にて開催を予定してございます。

以上でございます。

入野教育長

それでは、恐れ入りますが傍聴者の方々はここで会場の外へご退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

（以下、非公開）

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第1回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時47分閉会